



タイトル	違和感の正体
著者	せんだきあきなか 先崎彰容
出版社	新潮社
発売日	2016年5月20日
ページ数	202ページ

メディアや知識人によって語られる今どきの「正義」は、何かがおかしい。どうも共感できない。デモ、教育、時代閉塞、平和、震災など、現代日本のトピックスをめぐり、偉大な思想家たち — 網野善彦、福澤諭吉、吉本隆明、高坂<sup>まさたか</sup>正堯、江藤淳 — らの考察をテコに、そんな違和感の正体を説き明かす。善悪判断の基準となる「ものさし不在」で、騒々しいばかりに「処方箋を焦る社会」への憂国の論考である。

まず、目次を見ておこう。

はじめに	—	ものさし不在の時代に
デモ論	—	「知識人」はなぜ <sup>な</sup> 舐められるのか
差別論	—	何が「自由」を衰弱させるか
教育論	—	「権威とサービス」は両立するか
時代閉塞論	—	「新しいこと」などあるものか
近代化論	—	「反知性主義」を批判できるか
平和論	—	「勢力均衡の崩壊」にどう向き合うか
沖縄問題論	—	「弱者」への同情は正義なのか
震災論	—	「自己崩壊の危機」をどう生き抜くか
おわりに		

まず、デモ論から見てみよう。2016年現在、我が国の不況と若者の雇用問題、少子化と急速な高齢化、そして集団的自衛権反対から沖縄基地問題に至るまで、一つとして国家の

存在を前提としないで議論できる問題はない。

若年貧困層に対して政府は何をやっているのだと詰め寄ること、日米関係が対米従属になっていると批判すること、憲法九条や民主主義こそ日本の誇りだと叫ぶこと —— 全ては中間団体でも NPO 法人でも社会でもなく、他ならぬ日本国家を前提としなくては成り立たない。

肯定否定を問わず、国家は自明の前提になっており、「もっとしっかりしてくれ！」と詰問されている。現政権批判を繰り返している人達は、いつの間にやら丸山<sup>まさお</sup>真男と同じく「健全な国民国家」を創ることを熱望している。

長期的な観点から時代状況を判断する余裕のない我々は、しばしば政治・経済・外交問題について、場当たりのスローガンに飛びつき、自分自身がヤブ医者になってしまう場合がある。事件事故についてほとんど知識もないままに、善悪の判断を下し思い付きを大層な「意見」だと勘違いしている。診療不在で結論ありきの断定を、著者は「処方箋を焦る社会」だと呼んでいる。

エンブレムが盗作なのかどうか、また競技場がオリンピックに相応しいかどうかの議論はテレビやネット上でたくさん見かける。しかし大事なのは、一度目のオリンピックと二度目のそれとの「気分」の決定的違いである。競技場の計画見直し、エンブレムの使用中止から判るのは、現在の我々を支配する否定と批判、何かを引きずり下そうとするシニカルな気分である。人々が共通して何かを作り上げようとする肯定的な目標を目指す雰囲気<sup>きぶん</sup>が全くない。むしろ、冷や水を浴びせかけ、失敗を喜ぶ風潮さえある。

一人一人の好みや気分はバラバラになり、「俺はこう思う」、「私の場合はこうだ」というように正解も目標も細分化し、人の数だけ正義はあるという奇妙な状況になっている。

さて、2015年8月30日、国会前で行われたデモもまた例外でないことが判る。安倍首相が独裁者と呼ばれるとすれば、他ならぬ私たち一人ひとりもまた、その特徴においてミニ独裁者である可能性がある。

批判しているつもり的人物と同じ特徴を誰もが持つ可能性がある社会、これが現代日本の置かれている状況なのである。

著者が国会前デモに「違和感」を覚えたのは、ある高名な大学教授（本書には明記されていなかったが、山口二郎 法大教授である）が聴衆を前にして「安倍に言いたい。お前は人間じゃない！ たたき斬ってやる！」と叫んでいるのを、<sup>とが</sup>咎める人がいなかったときからである。映像を見た瞬間、二つの違和感が一気に襲ってきた

第一に、彼の心を占拠している正義感とドン・キホーテのそれをどう区別したらよいか。この知識人に著者が「違和感」を感じたのは、批判の矛先が総理大臣という役割ではなく、安倍晋三という個人に向かっていたからである。個人への誹謗中傷や罵詈雑言は、思想的には正反対であるはずのネット右翼（ネトウヨ）のヘイトスピーチに奇妙なまでに

似ている。

ヘイトスピーチの批判対象が在日外国人であれば同情の対象となり、安倍氏に対しては許可される根拠は、一体どこにあるのだろうか。デモ行為を正当化しているのは、権力＝悪、弱者＝善という無邪気なまでの正義感だけしか考えられない。

人はときに自らの苛立ちや寂しさを公的なものにぶつけてしまうことがある。家庭内にぶつければ家庭内暴力であり、公的なものにぶつければ、金銭と尊敬を獲得し、知識人にすらなれるのだろうか。しかし、人間はこうした暴力的なものを心に抱えつつ、如何にそれをコントロールするかをめぐって社会思想を紡いできたといえる。そして社会秩序の維持形成を図ってきたのである。

在日外国人への批判は悪、しかし政権担当者への言葉の暴力は善という「善悪判断」には何の根拠もない。誰しもみな人間である以上、人に罵声を浴びせかけるのは精神の荒廃である。彼らの暴力を正当化する唯一の根拠が、「純粋性」にあるのだとしたら、これほど恐ろしいものはない。動機の根拠には純粋性は、結果責任を問われる政治においては、正義の根拠には一切ならない。

自分から混乱し、自らが最も大事だと日ごろ自負している職業を放り出し、子供でもいえるような発言をしている。つまり、学者という職業を放棄した、暴力的な生身の人間がそこにいるだけである。

著者はさらに続ける。「俺たちが聞きたいのはそんな陳腐な言葉ではない。日頃お前が命がけで行っているはずの読書と思索を、ここで開陳せよ」、となぜこう詰め寄らなかったのか。

時代や状況が切迫したとき、煽<sup>あお</sup>るデマゴギーが出現することは、別段珍しい事態ではない。もし今回、発言した瞬間に「今この瞬間、我々の善意が、暴力に豹変した！」と異議を唱える者は一人でもいたとしたら、著者のデモへの評価はガラリと変わったはずだった。

政治家という職業を黙々と国会内で続けている人達は、到底、こんな群衆に国政を任せられないと思ったはずだ。すなわち、知識人は政治家に舐められる可能性を、自らの手で作ってしまったのだ。政治家に本当の意味での威圧感を与えられない行動は、どれだけ自分が昂奮<sup>こうふん</sup>しようとも政治的には「敗北」なのである。

学生も学者も「立ち上がっている」場合などではない。こうした時こそ「部屋に戻れ。そして書物とノートを開き、自らの心に渦巻く何かを形にする言語を奪還せよ」と著者は叫ぶ。

差別論はどうだろう。大阪市の児童福祉施設で職員が、児童に入れ墨を見せ脅しをかけたという報道が、2012年2月にあった。市民の批判に後押しされて、橋本徹市長の号令のもと、一部を除く全職員に対し入れ墨の有無を尋ねるアンケート調査が行われた。

その際、後にこの裁判で原告となる市バスの運転手を含め、6人がアンケート提出を拒否し、いずれも懲戒処分となった。中でも50代の市バスの運転手は、上司である市交通局長

に呼び出しをくらい、配置転換まで強制された。それを不服として、憲法の「プライバシー保護の権利」等も問う形で提訴に踏み切った。

原告である市バスの運転手（以下原告）は、まずは上司の一連の行為を不服として裁判にうってでた。裁判長によって判決が下され、原告の訴えを認め懲戒処分を取り消しを指示した。また同時に、大阪市が個人情報保護条例に基づいて、入れ墨調査を実施したことも不当であると判断した。二つのことについて原告は勝利したわけである。

本件の主人公は橋本大阪市長と大阪地裁の裁判長である。この事件と判決をめぐってマスコミは「プライバシーの侵害を批判すべきか、それとも公共の福祉が優先か」といった問題意識で報道を行った。

しかし、重要な論点は全く違う点にあるのではないかと著者は直感する。手掛かりは、裁判長が条例を詳細に読み解きながら問題とし、判決を下した「課題」と、原告が解決したい「課題」にズレがあるところだ。

本当の課題とは何だろう。それは、まず第一に、原告が勝訴の際、

- ・やっちはいけない調査だと司法が判断してくれたと喜んでいること、
- ・マスコミ各社が「橋本流強権にクギ」あるいは「強硬な橋本流の限界か」などと書いている、

のが手掛かりになる。

つまり、

原告による入れ墨調査批判は、橋本氏がこれまで行ってきた市政、府知事時代から続く政治姿勢に対する対抗措置として行われたものである。

原告は、驚くべきことに入れ墨をしていなかった。というのも、原告の批判の矛先が、橋本市政の手法に向けられていたからである。

しかし、裁判官がこれまでの橋本市政そのものの是非を問い直すことはなかった。よって裁判は、入れ墨調査をしたこと自体の是非を争ったわけです。

最大の争点は、入れ墨が社会から蔑視される可能性があること、つまり「社会的差別」の有無こそ重要な争点となったのです。判決の要旨は大阪市の調査は差別の原因の恐れがある個人情報に介入した、だから条約違反だとはっきり判断を下している。

以上から、「課題」が二つあることが判る。

一つは、『橋本市政あるいは「橋本現象」とも呼ばれる政治手法とは何か』。

もう一つは、『市民から「社会的差別」をされるかも知れないから、入れ墨をしている人は護るべき』（つまり「社会的差別とは何か」。

という司法判断についてである。

二点ははっきり分けなければならない。すぐにプライバシーの侵害に断固抗議すべきとか、権力による差別の助長だ！などと騒ぐ前にすべきことが山ほどある。と言って、著者は思想と文学を順次動員する段階に入る。つまり、網野善彦の網野史観と差別の表象に進むわけですが、この部分は読者の楽しみとして残しておく。

入れ墨をしている人を、社会は怪訝<sup>けげん</sup>な眼差しで見ると見る。多くの場合、差別が起きるかもしれない。これでは入れ墨をしている人の内面＝プライバシーが危険にさらされるではないか。「自由」が奪われてしまうではないか。司法はそれを防ぐべく、率先して個人の自由を保護する必要があると判決は言っている。

だがしかし、本来、入れ墨をするという行為と決断は、たとえ反社会的であっても行う強い意志の表れではなかったか。網野史観であれば、異形であり婆娑螺<sup>ぼさら</sup>（粗忽な乱暴者の振る舞い）であり、人々から不快の目で見られてこそ、輝きを放ち彫り込んだ意味があるのではないのか？

嫌悪され奇異の眼で注視されてもなお、主張すべき「自己」がある。時には現実社会のルールに反対のメッセージを浴びせかけ、公序良俗に揺さぶりをかけてこそ入れ墨を含めた反社会的な行為には「意味」が、自由が顕在する。それを著者は本当の自由であると断言している。

入れ墨によって、社会から視線を浴びることは織り込み済みのはずだ。しかし裁判の判決はここで一気に反転して「差別されてはかわいそう」という論理のもとに、原告を含む公務員を「かばってあげる」のである。裁判長は社会的差別から、あたかも入れ墨を保護するかのような文章を書いたのである。

しかし、これは二重の意味で深刻な問題である。

第一に、裁判長は入れ墨をして社会に反旗を翻す「自由」を奪ってしまっていること。

第二に、何よりも深刻なのは、入れ墨をしている人達が公権力であれ市民社会であれ、何かの視線から保護されたことに、なぜ怒りを感じないかということである。

自由とは、ときに公権力や市民の蔑視にさえ、毅然とノンを突きつけるものではないのか。にも拘らず、自分たちの体に込めたメッセージを、事前に司法によって骨抜きにされ、なぜ怒りを感じないのだろうか。逆に、個人のプライバシーが護られた？ などと喜んでいられるのだろうか。事態は逆である。今まさに自身が身体をかけて自己を誇示しようとしたその瞬間、司法に抱きしめられてしまったのである。牙を抜かれたことに何故気づかないのか。怒らないのか？

各人が正義の側に立ち、すべてが二項対立の構図に落とし込まれている。虹は 7 色なのに、黑白二色に分けるようなもので、これは典型的な二分法である。

期間と空間を超えて、多様な価値観に触れながら思考力を育むには読書が大切である。自分の思考方法が間違っていないかどうかを確かめる際に前記の古典（といってもあまり古くない）の知恵が大変役に立ちます。

古典を読んでインプットするのはいいが、どうやってアウトプットするかを問う若者がいる。これは、友人同士で議論するのが一番だ。いいメンバーに巡り合うと、中に本当にしつこく簡単には同意しないメンバーがいたりすると、可成り鍛えられる。

今の若者であまり議論をするのを見かけないのは、繁栄と自由の代償かも知れない。物

事に対する飢餓感を失ってしまったのではないだろうか。知的な好奇心というのは、ある種、飢餓感がないと発展しない。

「私は経験ですべてを知っているから本など読む必要はない」という企業の経営者がいるが、これはどうだろう。やはり、きちっとした書物を読み知識を獲得した者と、持たない者が同じということはあるはずだ。

本書は論ごとに完結しており、どこから読んでも面白い。この後、教育論・時代閉塞論・近代化論・平和論・沖縄問題論・・・と続くが、目に見える現実の裏に控える、まぎれもないもう一つの現実。本書を読み進めていくうちに、声なき声が聞こえてくるから不思議である。

頭がアイドリングを起し始めている人は、勇気を出して読み進めてほしいお勧めの一冊です。

2016.6.20